

六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター
品質保証の実施結果及び
常設の第三者外部監査機関の監査結果報告書
(平成19年度下期報告)

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、平成20年度の品質方針を2月15日に設定し、2月19日、電子掲示板により全社員に周知した。

(2) 品質目標の設定、周知

(品質保証室)

品質保証室長は、平成20年度の品質目標を3月31日に設定し、同日、電子掲示板により品質保証室内へ周知した。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、平成20年度の品質目標を3月26日に設定し、3月31日、電子掲示板により再処理事業部内へ周知した。

(3) 社長による評価

(品質保証室)

実施状況：社長は、品質保証室の第2回レビューを10月29日に、第3回レビューを2月4日に、第4回レビューを3月27日に実施した。

実施結果：第2四半期、第3四半期、第4四半期の保安活動に関する業務の進捗状況を含む平成19年度の総括に対し「業務は計画に従って適切に実施・評価されており、品質マネジメントシステムが適切に機能していることを確認した。」と評価した。レビュー毎の特記事項は下記のとおり。

(第2回、第3回)

第1回レビューにおいて指示した「全社品質マネジメントシステムの構築に関して業務フローを整備することとし、整備にあたって部門内、部門間に跨る部分のリスク管理を配慮すること」について、進捗状況を確認し、更に継続するよう指示した。

(第4回)

平成20年度の品質目標案については、平成20年度の「品質方針」及び平成19年度の実績等を踏まえ、適切に作成されていることを確認し、承認した。

(再処理事業部)

実施状況：社長は、再処理事業部の第2回レビューを10月31日に、第3回レビューを2月4日に、第4回レビューを3月24日に実施した。

実施結果：第2四半期、第3四半期、第4四半期の保安活動に関する業務の進捗状況を含む平成19年度の総括に対し「業務は計画に従って適切に実施・評価されており、品質マネジメントシステムが適切に機能していることを確認した。」と評価した。レビュー毎の特記事項は下記のとおり。

(第2回)

人的資源の必要性について、要員の確保を計画的に進めることが必要であることを確認し、関係部署に必要な要員数の検討など、協力して進めるよう指示した。

(第3回)

第2回レビュー時の人的資源の必要性について、引き続き、操業に向けた要員の確保を計画的に進めることが必要であることを確認し、関係部署と協力して進めるよう指示した。

(第4回)

平成20年度の品質目標案については、平成20年度の「品質方針」及び平成19年度の実績等を踏まえ、適切に作成されていることを確認し、承認した。

(4) 文書及び記録の管理

(品質保証室)

品質保証室長は、「廃棄物管理施設保安規定」及び関連規定(以下、「規定類」という。)に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を適切に管理した。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、規定類に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を適切に管理した。

(5) 保安活動の実施

再処理事業部長は、規定類に従い、廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理、保守管理、放射性廃棄物管理、放射線管理及び非常時等の措置に係る業務を実施した。

(6) 調達

再処理事業部長は、規定類に従い、調達先の評価を行い、物品及び役務の調達については調達製品への要求事項を明確にし、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確認した。

(7) 内部監査

(品質保証室)

実施状況：品質保証室長は、規定類に従い、監査計画に基づいて、品質保証室及び再処理事業部に対する内部監査を実施した。

実施結果：品質マネジメントシステム等に関して改善の要望事項がいくつか見られたが、規定類を逸脱するような指摘事項はなく、規定類に基づき改善に向けた Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Act（改善）サイクルが適切に展開されており、品質マネジメントシステムが有効に機能していることを確認した。

(再処理事業部)

実施状況：再処理事業部保安監査部長は、規定類に従い、監査計画に基づいて、各部署に対する内部監査を実施した。

実施結果：品質保証標準類に従い業務が進められているか監査を行い、不適合の未然防止及びプロセスの実効性・有効性を適切に保つための要望事項、業務をよりの確に実施する観点からの気付き事項がいくつか見られたが、品質マネジメントシステムの Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Act（改善）サイクルが適切に展開されており、品質マネジメントシステムが有効に機能していることを確認した。

(8) 不適合管理

再処理事業部長は、規定類に従い、不適合を確実に識別し、適切に処置及び記録した。

期間中（下期）に発生した不適合等の件数：7件

(9) 是正処置及び予防処置

再処理事業部長は、規定類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価した。

(10) 教育・訓練

再処理事業部長は、規定類に従い、廃棄物管理施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように、関係法令及び保安規定に関すること、廃棄物管理施設の構造、性能及び操作に関すること、放射線管理に関すること等について教育・訓練を実施した。

2. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

期間中（下期）の品質保証マネジメント会議は次年度始めに開催することとした。

(2) 管理者レベルの連絡会

期間中（下期）の開催はなし。

(3) ヒューマンエラー防止小集団活動について

- ・「小集団活動全社発表会」を11月29日に開催し、全社229チームから選抜された7チーム（再処理事業部においては3チーム）が発表した。

(4) 再処理事業部と協力会社との連携

- ・再処理事業部長は、日本原燃安全推進協議会（再処理事業部）を6回開催して、安全衛生等について協力会社と協議を行い、協力会社との双方向のコミュニケーションを図った。
- ・再処理事業部品質管理部長は、再処理事業部品質保証連絡会を6回開催して、協力会社との双方向のコミュニケーションを図った。
- ・再処理事業部品質管理部長は、現場作業環境の整備状況の確認等をテーマに協力会社と合同の品質保証パトロールを2回開催した。

3. 外部監査等

(1) 品質保証に係る顧問会

- ①第8回顧問会を10月4日に開催した。

(2) 常設の第三者外部監査機関の監査

実施状況：ロイド・レジスター・ジャパン（有）による平成19年度第2回第三者定期監査を11月28日から29日に室部門の監査を、12月3日から6日に再処理事業部の監査を受けた。

監査結果：（総合所見）

今回の定期監査においては、室部門及び再処理事業部で品質保証体制の「改善策の総括としての監査」が実施され、更に再処理事業部では「現場監査」も実施された。監査結果は、「ほとんどの改善策は所期の目標を達成していると判断する。」との評価が得られ、品質保証活動のPlan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Act（改善）展開が維持・継続され、「現場監査」についても概ね良好な状況との評価を得た。

（品質保証室、業務管理室、広報・地域交流室、考査室）

文書監査、実地監査においても「指摘事項」及び「観察事項」はなく、会議録における「結論」の明示化が望まれるとの「提言事項」が1件あった。

（再処理事業部）

文書監査、実地監査においても「指摘事項」及び「観察事項」はなく、業務実施日と整合する作業日誌等の確実な管理が望まれるとの「提言事項」が1件あった。

(監査報告書については平成20年2月14日に提出済)

- ①平成19年度第2回定期監査報告書(全体総括)
(W01537763号-0)(平成20年1月21日ロイト・レジスター・ジャパン(有))
- ②平成19年度第2回定期監査報告書(その1)「室」部門の監査結果
(W01537763号-1)(平成20年1月21日ロイト・レジスター・ジャパン(有))
- ③平成19年度第2回定期監査報告書(その2)再処理事業部の監査結果
(W01537763号-2)(平成20年1月21日ロイト・レジスター・ジャパン(有))

4. その他

(1) 品質月間行事の実施

- ①11月1日から30日:品質月間ポスター掲示/Q旗掲揚
- ②11月14日:品質月間講演会の開催
- ③品質月間標語の最優秀及び優秀作品のポスターを社内及び協力会社に掲示

以 上